

一宮市有害使用済機器保管等業者届出事務等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第17条の2の規定に基づく有害使用済機器保管等業者に係る届出事務等について必要な事項を定める。

(届出)

第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第13条の3第1項に規定する様式第35号の2により、事業開始の10日前まで届出させること。

(届出に添付する書類等)

第3条 規則第13条の3第2項に規定する書類及び図面については、以下によるものとする。

(1) 規則第13条の3第2項第1号に掲げる書類

ア 保管のみを行う場合

事業計画の概要を記載した書類（様式第1号の1）及び業務の具体的な計画を記載した書類（様式第3号）

イ 処分又は再生を行う場合

事業計画の概要を記載した書類（様式第1号の2）及び業務の具体的な計画を記載した書類（様式第3号）

(2) 規則第13条の3第2項第2号に掲げる図面

施設の平面図及び付近の見取図のほか、事務所付近の見取図とする。

(3) 規則第13条の3第2項第3号に掲げる図面等

事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書、当該施設の付近の見取図のほか、以下の書類とする。

ア 保管のみを行う場合

環境保全措置の概要を記載した書類（様式第4号）及び保管計画書（様式第6号・7号）

イ 処分又は再生を行う場合

施設の概要を記載した書類（様式第2号）、環境保全措置の概要を記載した書類（様式第4号）及び保管計画書（様式第6号・7号）

(4) 規則第13条の3第2項第4号に掲げる書類

施設の土地及び建物の登記事項証明書並びに施設の購入証明書、購入契約書又は納品書の写し（届出者が所有権を有しない場合には、賃貸借契約書の写し等使用権原を有することを証明す

る書類を含む。)

(5) 規則第13条の3第2項第5号に掲げる書類

処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類
(様式第5号)

(6) 規則第13条の3第2項第6号に掲げる書類

住民票の写し(本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限るものとする。以下同じ。)

(7) 規則第13条の3第2項第7号に掲げる書類

定款(内容に変更が生じている場合には、その決定に係る議事録の写し等を含み、届出者が
原本証明したものに限る。以下同じ。)又は寄附行為及び登記事項証明書

(8) 規則第13条の3第2項第8号に掲げる書類

住民票の写し

(9) その他市長が必要と認める書類及び図面

(変更届)

第4条 規則第13条の4第1項に規定する様式第35号の3により、変更日の10日前までに届
出させること。

(変更届に添付する書類等)

第5条 規則第13条の4第2項及び第3項の規定により、変更に係る届出書に添付する書類及び
図面については、以下によるものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者の氏名の変更である場合

ア 個人である場合

住民票の写し

イ 法人である場合

登記事項証明書

(2) 事業の範囲の変更である場合

ア 保管のみを行う場合

事業計画の概要を記載した書類(様式第1号の1)、業務の具体的な計画を記載した書類
(様式第3号)及び環境保全措置の概要を記載した書類(様式第4号)

イ 処分又は再生を行う場合

事業計画の概要を記載した書類(様式第1号の2)、施設の概要を記載した書類(様式第2
号)、業務の具体的な計画を記載した書類(様式第3号)、環境保全措置の概要を記載した
書類(様式第4号)及び処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方

法を記載した書類（様式第 5 号）

(3) 事務所及び施設の所在地並びに施設の敷地面積の変更である場合

ア 事務所の所在地の変更

事務所付近の見取図

イ 施設の所在地及び敷地面積の変更

施設の平面図及び付近の見取図並びに施設の土地及び建物の登記事項証明書（届出者が所有権を有しない場合には、賃貸借契約書の写し等使用権原を有することを証明する書類を含む。以下同じ。）

(4) 保管の場所の所在地及び面積並びに保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さの変更である場合

ア 保管の場所の所在地及び面積の変更

保管計画書

イ 保管する有害使用済機器の品目の変更

①保管のみを行う場合

保管施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び当該施設の付近の見取図並びに事業計画の概要を記載した書類（様式第 1 号の 1）、環境保全措置の概要を記載した書類（様式第 4 号）及び保管計画書（様式第 6 号・7 号）

②処分又は再生を行う場合

保管施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び当該施設の付近の見取図並びに事業計画の概要を記載した書類（様式第 1 号の 2）、環境保全措置の概要を記載した書類（様式第 4 号）及び保管計画書（様式第 6 号・7 号）

ウ 保管量及び保管の高さの変更である場合

保管施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び当該施設の付近の見取図並びに環境保全措置の概要を記載した書類（様式第 4 号）及び保管計画書

(5) 処分又は再生に係る施設の所在地及び処分又は再生を行う有害使用済機器の品目の変更である場合

ア 処分又は再生に係る施設の所在地の変更

施設の平面図及び付近の見取図並びに施設の土地及び建物の登記事項証明書

イ 処分又は再生を行う有害使用済機器の品目の変更

事業計画の概要を記載した書類（様式第 1 号の 2）、施設の概要を記載した書類（様式第 2 号）、業務の具体的な計画を記載した書類（様式第 3 号）、環境保全措置の概要を記載した書類（様式第 4 号）及び処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類（様式第 5 号）

(6) 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力の変更である場合

施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに施設の設計計算書、施設の付近の見取図、事業計画の概要を記載した書類（様式第1号の2）、施設の概要を記載した書類（様式第2号）、業務の具体的な計画を記載した書類（様式第3号）、環境保全措置の概要を記載した書類（様式第4号）、処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類（様式第5号）及び施設の購入証明書、購入契約書又は納品書の写し（届出者が所有権を有しない場合には、賃貸借契約書の写し等使用権原を有することを証明する書類を含む。）

- (7) 規則第13条の3第1項第8号に規定する法定代理人の氏名及び住所
住民票の写し

（廃止届）

第6条 規則第13条の11に規定する様式第35号の4により、廃止日の10日以内までに届出させること。

（保管・処分）

第7条 一宮市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（令和2年一宮市規則第559号）

第23条の規定に基づく有害使用済機器の保管又は処分等に関する報告について、保管等については様式第6号、処分等については様式第7号により、それぞれ行うものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別紙 保管等の基準補足

有害使用済機器の保管を行う事業者は、法17条の2第2項に規定する「有害使用済機器処理基準」に適合する必要がある。

1 囲いの設置

有害使用済機器の適正な保管を行うため、保管を行う施設の周囲に囲いを設け、保管場所を明確にすること。囲いに荷重が掛かるように保管する場合は、堅牢な壁にするなど適切な措置を講じること。

なお、有害使用済機器以外の物、例えば、原材料、部品等の保管場所について、保管場所を明確にすることが望ましい。

2 掲示板の設置

事業者は、有害使用済機器の取扱いについて関係者以外にも分かるように、ヤードの入り口等外部から見やすい場所に掲示板を設けること。

ア 縦及び横それぞれ60cm以上であること。

イ 次に掲げる事項を表示したものであること。

- ① 有害使用済機器の保管場所である旨
- ② 保管する有害使用済機器の品目
- ③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ④ 屋外において容器を用いずに保管する場合にあっては、最大保管高さ

【表示するときの例】

横60cm以上

縦 60 cm 以 上	有害使用済機器等の保管場所		
	保管する 有害使用済機器の品目		
	管理者	氏名又は 名称	
		連絡先	
	最大保管高さ		m

3 地下浸透の防止

有害使用済機器の保管に際し、雨水による汚水の発生などの可能性がある場合は、汚水の流出や土壌・地下水汚染防止のための措置を講ずること。

ア 容器による保管

有害使用済機器からの油等の飛散・流出を防止するためには、液体が漏洩しない容器を用いる保管を行うことが望ましい。しかし、容器の耐久性を無視した積み上げや、重機等の使用は容器を破損させる恐れがあるため、油等の流出に十分留意すること。

イ 床面の不浸透性措置（コンクリートの敷設等）

床面へのコンクリート敷設等に関しては、雨水・汚水が土壌に浸透しないよう隙間を生じないように留意すること。また、有害使用済機器を含む雑品スクラップの底面や、重機・車両等の荷重がかかる箇所は、破損を防ぐ必要があるため、鉄板等を敷設するなど適切な措置を講ずること。

ウ 排水溝・油水分離槽の設置

油を含む汚水の保管場所の外への流出防止及び保管場所の雨水の速やかな排水のため、保管場所のコンクリート敷設とともに、周辺に排水溝を設置し、併せて雨水・汚水を集約する箇所に油水分離槽等を設置すること。排水溝の設置に際しては、保管場所に敷設されたコンクリートや鉄板上を流れる雨水・汚水が周辺環境へ流出しないように、保管場所の周りに排水溝を設置し、排水溝は、雨水・汚水の集水箇所に流れるよう、排水勾配を確保すること。また、油水分離槽は、流入する汚水を処理することができる十分な容量にするよう留意すること。

4 飛散・流出防止

屋外で容器を用いないで保管する場合など、風等により有害使用済機器及びその一部が飛散・流出する恐れがある場合には、フェンスを設けるなど必要な措置を講ずること。それ以外にも、施設内での重機等の稼働、運搬等の作業に際しても飛散流出しないようにすること。

5 生活環境保全

ア 騒音・振動防止

有害使用済機器の保管にあっては、車両や重機の稼働等により騒音や振動が発生し、周辺の生活環境に影響を及ぼす恐れがある。このため、「低騒音型の車両、重機を用いる」「早朝・夜間の営業を行わない」などの措置を講ずること。

イ 悪臭防止・衛生対策

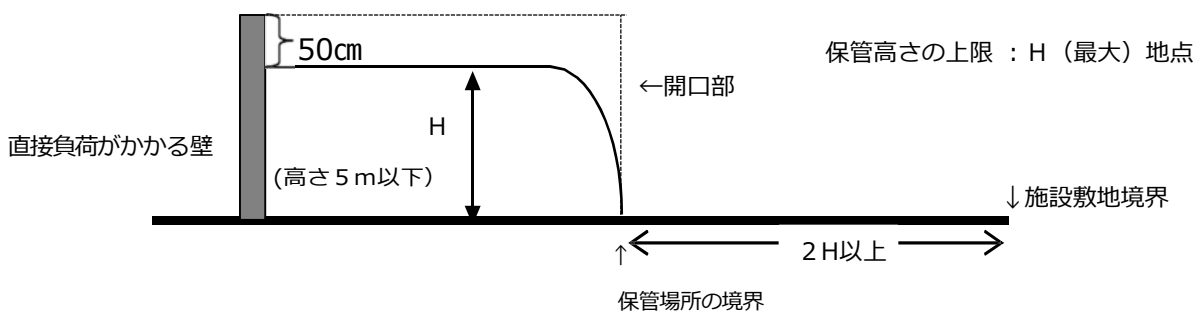
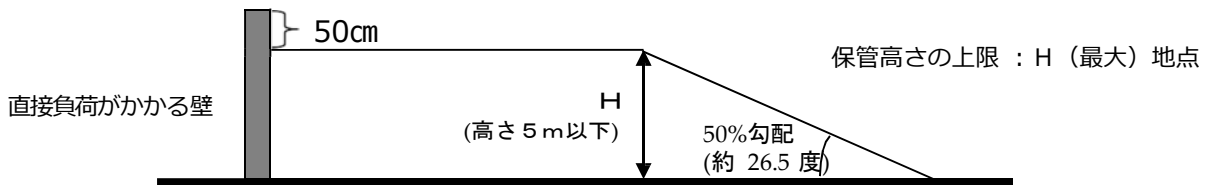
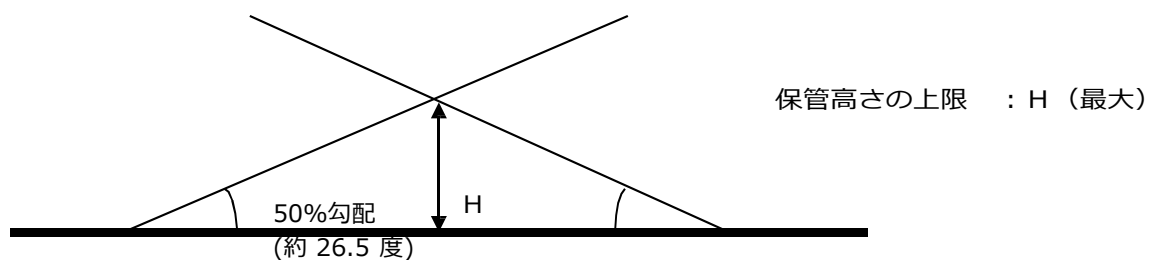
ねずみ、害虫等の発生を防ぐため、施設内の整理整頓と定期的な消毒を行う。

6 屋外で容器を用いない場合の有害使用済機器の保管の高さの上限

ア 有害使用済機器が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配 50%以下とし、最大保管高さは5 m以下とすること。

イ 有害使用済機器が囲い（直接負荷部分のある壁）に接する場合は、囲いの上辺から 50 cm 下がった高さ以下とし、勾配 50%以下とすること。ただし、保管の高さは最大5 m以下とすること。

ウ 三方が囲いに接している場合は、囲いに接する面は囲いの上辺から 50 cm 下がった高さ以下（ただし、5 m以下）とし、囲いに接していない面は、保管場所の境界線から施設敷地境界等まで、最大の保管高さの2 倍以上の距離を確保すること。



7 火災の発生又は延焼の防止のための措置

ア 有害使用済機器がその他の廃棄物や有価物と混合するおそれのないように分別して保管すること。

イ 電池、潤滑油等火災のおそれがあるものについては、適正に回収し、処理すること。

ウ 保管の高さは、5 m以下とし、一つの山の面積は一か所当たり200 m²以下とすること。

エ 保管場所と保管場所の間隔は、2 m以上とすること。

(保管場所と保管場所の間に仕切りがある場合を除く。)

8 帳簿の備え付けと保存

有害使用済機器の保管を行う事業者は、受入年月日、受入先ごとの受入量、受け入れた有害使用済機器の品目、搬出した場合には搬出年月日、搬出先ごとの搬出量、搬出した有害使用済機器の品目を記録した帳簿を備え、5年間保存すること。なお、記録は書面によるものによる他、電磁的記録も可能とする。

【帳簿への記載事項例（取扱い品目毎に記載）】

帳簿記載事項	備考
受入品目	有害使用済機器の品目毎に記載
受入年月日	有害使用済機器を受け入れた年月日を記載
受入先	複数の受入先がある場合は、全て記載
受入量	複数の受入先がある場合には、受入先毎に全て記載 ※計量単位は、重量に統一することが望ましい
取扱方法	保管又は処分のいずれかを記載
搬出品目	有害使用済機器の品目毎に記載
搬出先	・有害使用済機器を含む貨物について、搬出先を記載 ・複数の搬出先がある場合は、貨物毎に全ての搬出先を記載 ※受け入れた機器を、そのまま搬出する場合は、受入と同様の品名を記載 ※処理により部品や原材料等になる場合は、例えば「アルミスクラップ」、「ラジエター」等の搬出物品の品目名で記載
搬出年月日	有害使用済機器を搬出した年月日を記載
搬出量	・有害使用済機器の持出量について記載 ・複数の搬出先がある場合には、品目毎、引渡先毎に記載

※その他必要な事項があれば適宜追加する。

(受入)

受入品目※1	受入年月日	受入先	受入量※2	取扱方法	備考

(搬出)

搬出品目※1	搬出年月日	搬出先	搬出量※2	備考

※ 1 : 入出荷の伝票に記載の品目名を記載する。

※ 2 : 受入量及び排出量について、重量での把握が困難な場合は、「台」「個」などに置き換えて記載する。

有害使用済機器保管等届出書

年 月 日

（あて先）一 宮 市 長

届出者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

事業の範囲（取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。）	有害使用済機器の品目： 処理の区分 保管のみ ・ 保管及び処分（再生を含む）
事務所及び施設の所在地等	事務所 電話番号
	施 設 電話番号 面 積
保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ（それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。）	
処分又は再生を行うすべての施設の所在地及び当該施設ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目	
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	
※事 務 処 理 欄	

(第二面)

届出者（個人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	住 所	

法定代理人（届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被
保佐人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所

備 考

- 1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。
- 2 ※欄は記入しないこと。
- 3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 関係書類は、2部提出すること。

(日本産業規格A列4番)

様式第35号の3（規則第13条の4関係）

有害使用済機器保管等変更届出書		
年 月 日		
(あて先) ー 宮 市 長		
届出者		
住 所		
氏 名		
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
年 月 日付で届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
	新	旧
変更する事項の内容 (規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項を除く。)		
変更する事項の内容 (規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
変 更 の 理 由		
変更予定年月日		
備 考		
1 この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。		
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		
3 関係書類は、2部提出すること。		

様式第35号の4（規則第13条の11関係）

有害使用済機器保管等廃止届出書	
年 月 日	
(あて先) ー 宮 市 長	
届出者	
住 所	
氏 名	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
年 月 日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。	
廃止した事業 の範囲	
廃 止 の 理 由	
廃止の年月日	
備 考	
1 この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。	
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。	
3 関係書類は、2部提出すること。	

様式第 1 号の 1

事業計画の概要					
1 事業の全体計画					
2 取り扱う有害使用済機器の品目及び受入予定量等					
	品目	受入量 (t/月又は m ³ /月)	予定受入施設等の 名称及び所在地	保管場所	予定持出先の名称及び 所在地
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
備 考					
1 取り扱う有害使用済機器ごとに記載すること。					
2 予定受入施設等の名称及び所在地並びに予定持出先の名称及び所在地について、1 の品目に対して複数ある場合には、その旨を記載すること。					

様式第 1 号の 2

事業計画の概要

1 事業の全体計画

2 取り扱う有害使用済機器の品目及び受入予定量等

	品目	受入量 (t/月又はm ³ /月)	予定受入施設等の 名称及び所在地	処理方法	保管場所	予定持出先の名称及び 所在地
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備 考

- 1 取り扱う有害使用済機器ごとに記載すること。
- 2 予定受入施設等の名称及び所在地並びに予定持出先の名称及び所在地について、1 の品目に対して複数ある場合には、その旨を記載すること。

様式第2号

3 施設の概要	
処理施設の種類	
設置場所	
設置年月日	
処理能力	
処理する有害使用済機器の種類	
処理施設の処理方式及び 設備の概要	
環境保全設備の概要	

様式第3号

4 業務の具体的な計画（業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

従業員数内訳

届出者又は 届出者の登記上の役員	事 務 員	作 業 員	そ の 他	合 計
人	人	人	人	人

様式第4号

5 環境保全措置の概要

(1) 施設において講ずる措置

(2) 保管施設において講ずる措置

様式第 5 号

処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類				
廃棄物又は再生品の品目				
発 生 量 (t/月又はm ³ /月)				
処 理 方 法	自 己 処 理	(処分場所)		
	委 託 処 理	(処分業者名)		
		(所在地)		
	処分の方法について、次の何れかを○で囲む			
	埋立処分	海洋投入処分	中間処理	売却
	※中間処理及び売却の場合は、具体的な方法を記載すること。			
備 考				
廃棄物又は再生品の品目ごとに記載すること。				

保管計画書（有害使用済機器）

有害使用済機器 品目	保 管 方 法	保管 面積 (㎡)	保管容積 (保管上限) (㎥)	保管 高さ (m)	備 考
合計					
品目					
所在地	管理責任者				
全体面積	保管面積（合計）		保管容積（合計）		
	㎡		㎡		㎥

（注）保管施設が複数ある場合は、それぞれについて作成すること。

保管施設の平面図、立面図、構造図及び数字の根拠となる資料を添付すること。

一か所当たり 200 ㎡以下とすること。

隣接する有害使用済機器の保管の単位の間隔は 2 m以下とすること。

保管計画書（廃棄物）

廃棄物の種類	保 管 方 法	保管 面積 (㎡)	保管容積 (保管上限) (㎥)	保管 高さ (m)	備 考
合計					
品目					
所在地	管理責任者				
全体面積	保管面積（合計）		保管容積（合計）		
	㎡		㎡		㎥

（注）保管施設が複数ある場合は、それぞれについて作成すること。

保管施設の平面図、立面図、構造図及び数字の根拠となる資料を添付すること。